

令和 7 年 1 月 28 日  
福祉部障害者サービス調整担当課

### 紙おむつ支給事業等における障害児の対象拡充について

障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業や、区独自で実施する紙おむつ支給事業など、保護者の所得によりサービスの給付自体の対象を定めている事業について、障害児の育ちを社会全体で支えることが必要であるとの観点から、全ての障害児を給付対象とする。

#### 1 対象事業および事業内容

事業名	自己負担等	保護者の所得要件
日常生活用具給付事業	かかる費用の1割	区民税所得割額460,000円未満が対象
住宅設備改修給付事業	かかる費用の1割	→ <u>所得に関わらず対象とする。</u>
心身障害者（児）紙おむつ支給事業	かかる費用の1割 （月8,000円まで）	所得額3,604,000円以下※2が対象 → <u>所得に関わらず対象とする。</u>
心身障害者福祉タクシー事業（※1）	月3,500円	
心身障害者自動車燃料費助成事業（※1）	月2,800円	

※1 心身障害者福祉タクシー事業と心身障害者自動車燃料費助成事業はどちらか一方のみ受給できる。

※2 扶養者数がない場合の額

2 拡充により新たに対象者となる障害児の数  
約150名

3 開始時期  
令和7年4月

4 周知方法  
区報および区ホームページにより周知する。